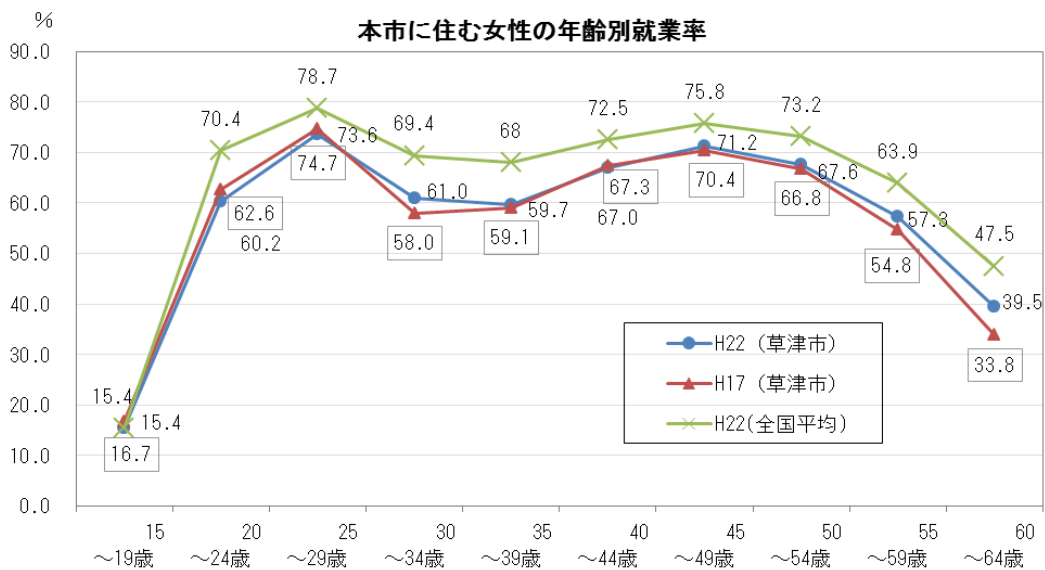


3. 男女共同参画

①男女共同参画社会の構築

■女性の就業状況について

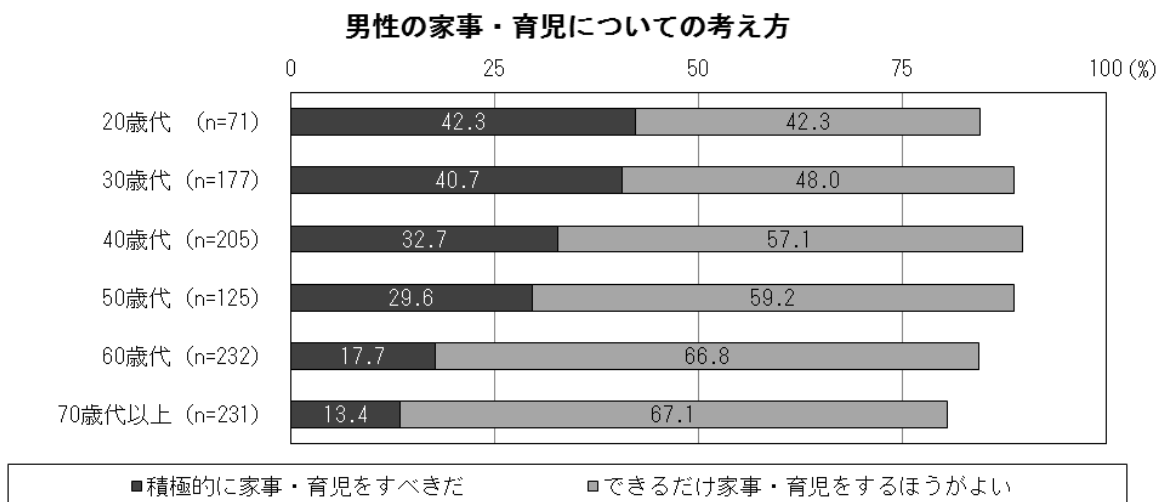
- 本市では、「草津市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めています。これらの取り組みや社会風潮の変化もあり、徐々にではありますが、男女共同参画に対する市民意識は高まり、家庭や職場、地域等の様々な分野で男女共同参画が進みつつあります。
- 本市の女性の就業率を見ると、年々30歳～34歳の女性の就業率が高まっていますが、全国平均よりも低いのが特徴です。



資料:平成17年、平成22年国勢調査

■男性の家事・育児に関する意識について

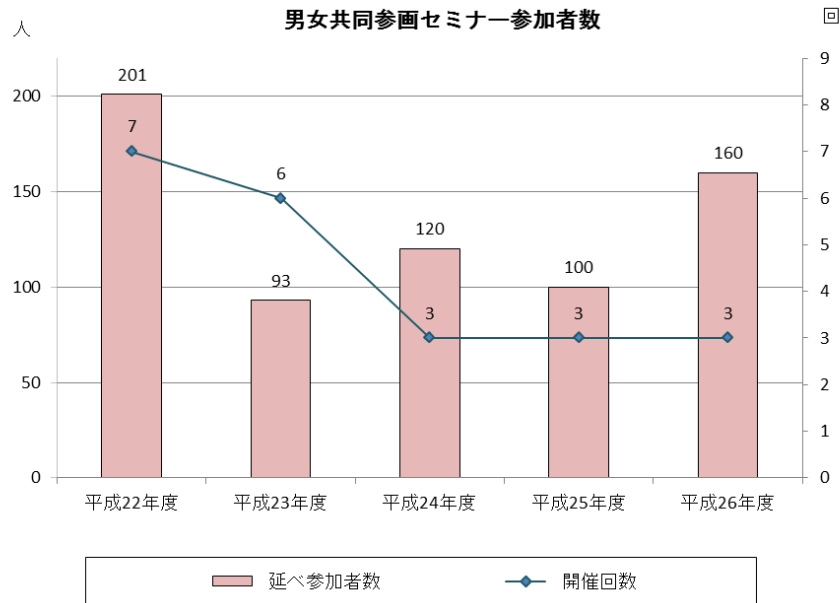
- 「男性が積極的に家事・育児をすべきだ」という思いは、若い世代ほど強く、20歳代、30歳代では40%を超えています。「男性自身の抵抗感をなくすこと」や、「夫婦や家族のコミュニケーションを増やすこと」が必要です。



資料:男女共同参画室

■男女共同参画セミナーの実施

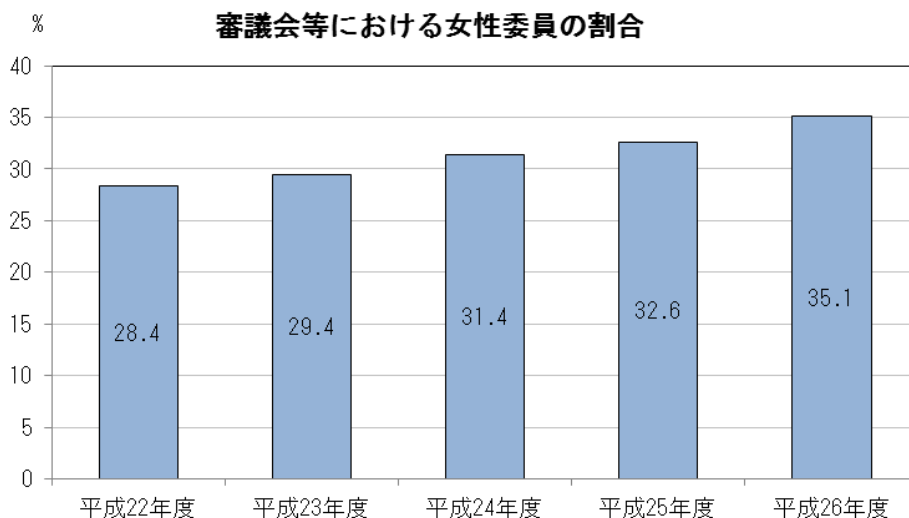
- 男女共同参画社会の実現をめざす意識啓発事業として、「男女共同参画セミナー」を実施しています。



資料：男女共同参画室

■審議会等における女性委員の割合

- 本市における審議会等への女性委員の参画状況は、平成26年度末現在、35.1%となっています。審議会の委員は充て職である場合が多く、今後、審議会の女性委員の割合を増加させていくためには、固定的な性別役割分担意識の解消はもちろんのこと、市、地域や事業所などにおいて女性の参画、登用を促進することが大切です。市では、審議会等への女性委員の割合を増やすため、改選時において、推薦団体からの女性の推薦依頼や、公募委員募集における女性の積極的採用などを図るとともに、子育て世代の女性の参画促進のため、託児支援を行っています。



資料：男女共同参画室

【その他の取組み等】

- ・平成 21 年 4 月に、男女が多様性を認め合う社会づくりをより強固なものにするため、「草津市男女共同参画推進条例」を施行しました。
- ・平成 22 年 3 月には、条例で定めた 8 つの基本理念にもとづき、めざす方向を「男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」とした「第 3 次草津市男女共同参画推進計画」を策定しました。
- ・平成 27 年度より、女性の社会進出のための政策パッケージである「くさつ女性活躍応援事業」を実施し、女性の総合相談窓口の設置、女性の起業支援、ワーク・ライフ・バランスの啓発等に取り組んでいます。
- ・平成 28 年 3 月には、中間見直しによる「第 3 次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定し、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、「女性の活躍推進」について、後期 5 年間のポジティブ・アクションとして重点的に取り組むこととしています。